

令和２年度 第５回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律27条第１項による

２．日 時 令和２年８月11日 午後１時30分

３．場 所 生涯学習センター研修室

４．議 題 議案第17号 農地法第３条許可申請書審議について

議案第18号 農地法第５条許可申請書審議について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について
(諮問)

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１ 番 山内 亮一

２ 番 長野 和代

３ 番 中村 幸信

４ 番 松本 茂

５ 番 平井 豪

６ 番 奥名 政成

７ 番 清住 昇

８ 番 佐藤 礼治

９ 番 福永 浩紀

10 番 岡本 篤幸

11 番 五嶋 靖

13 番 島津 和徳

14 番 本田 廣正

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

田上 安幸

河嶋 隆雄

本田 忠文

志垣 保博

伊佐 浩二

坂本 秀孝

坂本 導成

緒方 寛二

上村 敦之

７．欠席委員

農業委員

12 番 中村 峯子

農地利用最適化推進委員

井上 良治

８．議事録署名人

３ 番 中村 幸信

４ 番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

今回の定例会も前回同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、生涯学習センターの研修室での会議となります。

それでは、定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、ただいまから令和2年度第5回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。暑さ真ただ中の会議、大変お疲れでございます。

昨日は、全国921地点のうち177地点が35度以上の猛暑日だったと思います。

農作業等される場合は熱中症対策として、小まめに水分等を補給する等、体調管理には十分注意をしていただきたいと思います。

加えて、コロナ禍の中で熊本県はレベル4の非常に厳しい状況であります。コロナ禍にも十分注意しながら、3密は避けていただきまして、マスクの着用、あるいは帰宅時の手洗いも十二分にやっていただくなど、健康管理には十分注意をしていただきたいと思います。

本日は3条案件、5条案件、さらには基盤法の強化があります。会議終了後、例の実態調査の説明会も事務局のほうで用意しておりますので、暑い中の会議になりますが、よろしくお願いをいたしまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、3番委員の中村幸信委員と4番委員の松本茂委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第

4条の規定に基づき、会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議案第17号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。
説明をお願いします。

事務局長 議案第17号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和2年8月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 番号1番について審議したいと思います。

11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○11番 それでは、番号1番について説明をいたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ） 以上です。

会 長 次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請地の位置の説明。

会 長 続いて、11番委員の五嶋委員から、所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○11番 それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地には、栗、柿、野菜の栽培を計画され、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万2,842平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、3番委員の中村委員から説明をお願いします。

○3番 先月の7月27日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川字大原にある農地、畑の1筆です。今回の申請地には、栗、柿、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま3番委員の中村委員から現地調査の報告、また、11番委員の五嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見ありません

か。

意見もないようであります。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○11番 番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ) 以上です。

会 長 次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 続きまして、11番委員の五嶋委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○11番 それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、米の栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5,119平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行ってありますので、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 先月の7月27日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川字下知行にある農地、田の2筆です。今回の申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告します。

会 長 ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、11番委員の五嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご質問、ご意見はありませんか。

1 番委員の山内委員、どうぞ。

○1 番
会 長
事務局
今の写真を見ると畑のようですが、今まで耕作はされていたのですか。
事務局。

以前は耕作をされていましたが、ここは龍野川沿いで、熊本地震後の梅雨時の大雨で河川の氾濫が起きて、耕作できない状況が続いたそうです。その後、その借りておられる方が自力復旧で土砂を撤去され、返されたということで現在は、こういった状況になっています。

事務局
平成28年の梅雨時の集中豪雨がありましたが、そのときに龍野川からの土砂が流入し、どうにもできないような状態だったのです。このため、20万円を上限として40万円以上かかれば補助がある自力復旧事業を活用し整備され、やっと終わり、今から作るというような状況です。それで、山内委員の質問ですが、4年ぐらい作られていない状況です。

会 長
よろしいでしょうか、山内委員。

○1 番
会 長
はい。今後はちゃんと耕作されると思いますので。

ほかに何かご意見ありませんか。

それでは、ないようであります。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3番と番号4番は相手方が同一ですので、一緒に審議したいと思います。

それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4 番
番号4番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ) 以上です。

会 長
次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局
申請土地の位置の説明。

会 長
続きまして、4番委員の松本委員から、農地の耕作賃借権設定(10年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○4 番
それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、キャベツ栽培の経営をされており、効率的に利用することに問題がないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度を予定されており、取得後の農地を適正に管理することに問題がないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が8,659平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、3番委員の中村委員から説明をお願いします。

○3番 先月の7月27日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字船津字古閑原にある農地、田の2筆と、同じく船津の字山口原にある畑1筆の計3筆です。今回の申請地にはキャベツの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま3番委員の中村委員から現地調査の報告、また、4番委員の松本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見はありませんか。

それでは、意見もないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番、番号4番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第18号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案第18号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年8月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

議案第18号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを議題としたいと思いますが、事務局から議案の取り下げの申出がっておりますので、これを許したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案として提出しましたのを訂正ということで申し訳ございませんが、説明させていただきます。

審議調書番号1の案件ですけれども、申請の内容としましては、賃借人が賃貸人の農地を有償で借り受け、太陽光発電施設として転用申請するものですが、申請農地の面積は3,145平米。転用の目的は、太陽光発電施設の設置で、発電電力は49.5キロワットとなっていますが、熊本県では、太陽光施設を設置するために必要な転用面積の基準を決められており、1キロワット当たり大体24平米となっております。この基準に当てはめて転用面積を算出しますと、1,188平米となります。

今回の申請面積は3,145平米ですので、1,957平米程度が過大となります。このため、転用面積を減らすか、もしくは、転用面積に見合う発電パネルの増設など、転用面積が過大とならないための転用資料が不足しているということで、県から指導があつているところです。

こういう理由によりまして、番号1については取下げとさせていただきたいと思ひます。事務局の認識不足で誠に申し訳ございませんが、ご了承いただきたいと思ひます。よろしくお願いします。

会 長 ただいま事務局から番号1についての取下げをお願いしたい旨がありました、これに対して何かご意見はございませんか。

○3番 私、現地調査を見に行ったのですが、太陽光よりも住宅地の整備が良いのではないかと周りから聞きましたので、今の取下げの話を聞いて、私も、個人住宅のほうが良いのではないかと思ったものですから。

会 長 中村委員からありましたが、何かあれば。

事務局 今、中村委員から、住宅建設をということで意見がありましたけれども、それは確かに太陽光よりも住宅が建ったほうが甲佐町としてもいいのかなと思ひますが、住宅を建てるとなれば、資金計画、通常1戸建てれば大体3,000万程度費用が要るのかなと思ひます。今説明しましたように、個々の敷地は3,000平米程度でございますので、大体住宅ならば500平米までとすると、ざっくりすると6戸。3,000万円掛ける6戸、1億8,000万円ぐらいの資金がないと転用申請はできない計算になります。

今、古田係長から説明がありましたように今回の太陽光の申請では1,000平米ほど過大な転用面積となっている。太陽光を設置する場合は、転用面積はどれだけでもいいよということじゃなくて、太陽光でしたら大体1キロワット当たり24平米、個人住宅だったら500平米まで、農家住宅だったら1,000平米までというように基準が決められてあります。このように、転用するためには必要な面積しかで畿内というのが原則なので、説明ができない過大な申請の場合は、取下げをしてもらうような指導があります。

確かに住宅ができれば一番いいのですが、譲受人の方が住宅やアパートを建てられるのであれば、どうにかして資金繰りして建てられるかもしれませんけれども、今回の申請は、自分ではなく太陽光の業者さんが借りて整備されるというこ

とでしたが、残念ながら面積が過大だったので、面積を減らすのか、あるいは必要な施設等を追加して申請するのが必要となります。

ただ、今回については、誠に事務局の不手際で申し訳ありませんでしたけれども、図面等あるいは見積書あるいは資金計画等をそろえるとなると、時間的にも難しいため、業者さんのほうに連絡をいたしまして、取下げの了承を得られましたので、皆さん方には、今回、取下げということでご説明をさせていただいているというところでございます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から取下げの理由について、詳しく説明がありましたので大体お分かりになったと思います。

ほかに何かご意見ありますか。ありませんか。

何もなければ、番号1番につきましては、事務局提案のとおり取り下げていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ)

じゃあ、そういうことで取り下げていきます。

続きまして、番号2番についてを審議したいと思います。

2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 それでは、番号2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ) 以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第一種農地に該当します。

第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定にある「申請に係る農地を隣接する土地と一体として同一の事業の目的を達成するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められること。ただし、申請農地である第一種農地の面積が事業総面積に占める割合が3分の1を超えないもの」に該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。

このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、残高証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画はありますが、軽微な造成のため、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積に支障はありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 先月の7月27日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字府領字舞原にある農地で、農地の状況としましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当するため、許可することが可能と思われます。

また、今回の転用申請では、造成計画はありますが、軽微な造成のため、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か発言はありませんか。

それでは、意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付をいたします。

続きまして、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和2年8月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページ、ページをお願いいたします。

甲農第851号、令和2年7月22日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和2年度第5回でございます。まずは、農地利用集積計画の総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定は、6年の田が4筆の5,593平米、10年の田が1筆の1,705平米ですので、賃借権の再設定の計としましては、田が5筆の7,298平米となります。また、賃借権の新規としましては、6年の田が18筆の1万5,536平米、10年の畑が3筆の5,790平米ですので、賃借権の新規の計としましては、田が18筆の1万5,536平米、畑が3筆の5,790平米となります。このため賃借権の小計としましては、田が23筆の2万2,834平米、畑が3筆の5,790平米となります。

使用貸借権につきましては、再設定はありません。使用貸借権の新規につきましては、6年の畑が1筆の276平米、10年の田が1筆の1,377平米、同じく10年の畑が2筆の2,639平米ですので、計、小計とも、田が1筆の1,377平米、畑が3筆の2,915平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計としましては、田が24筆の2万4,211平米、畑が6筆の8,705平米となります。

その他、所有権移転としまして、田が1筆の933平米となります。

委員の皆さんに審議していただきますのは、新規の案件となります。

以上です。

会 長 それでは、議案第19号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議したいと思いますが、番号1の相手方（譲受人）は、農事組合法人元白旗で、私はその法人の役員をしております。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、私はこの審議が終わるまで退席したいと思います。

議事の進行につきましては、清住職務代理者をお願いしたいと思います。それではよろしく願いをいたします。

（岡本会長退出）

職務代理者 職務代理者の清住です。会長に代わり議事の進行を進めさせていただきます。

番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号1について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方(譲受人)の経営状況について説明します。

番号1の相手方(譲受人)は認定農業者で、元白旗地区の人・農地プランにも位置づけられるなど、集落の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

職務代理者 ただいま事務局から番号1について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。何かございませんか。

それでは、質問もないようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案のとおり承認いたします。

岡本会長の入室を認めます。

(岡本会長入室)

会 長 続きまして、番号2について審議したいと思いますが、番号2の相手方(譲受人)は農事組合法人アグリたぐちで、農業委員の本田委員、最適化推進委員の坂本委員はその法人の役員をされております。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、お二人は審議が終わるまで退席をお願いします。

(本田委員・坂本秀孝委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号2について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方(譲受人)の経営状況について説明いたします。

番号2の相手方(譲受人)は、認定農業者で田口集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農は、米、麦、大豆を経営されております。今回の申請地には、米、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号2について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見はありませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2については、原案のとおり承認いたします。

本田委員、坂本委員の入室を認めます。

(本田委員・坂本秀孝委員入室)

続きまして、番号3から番号6については相手方(譲受人)が同一ですので、一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号3から番号6について説明したいと思います。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、譲受人の経営状況について説明いたします。

番号3から番号6番までの相手方(譲受人)は、認定新規就農者で、世持集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っております。主たる営農内容は、米、野菜、栗を栽培されています。今回の申請地にも栗の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号3から番号6について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。どうぞ。

○2番 この成木になっている栗の木のところも10a当たりの単価は、こんなに安いのですか。

会 長 事務局。今の質問は、この成木になっているところもですかということですが。

○2番 こんなに大きくなっているところを小作するわけでしょう。ちょっと安いのではないかと思ひまして。もう、販売できるようになっているので、すぐ利益が出るわけでしょう。すぐ利益に繋がりますから。

事務局 確かに成木ですので利益が出るというか、すぐお金になると思います。でもこの譲渡人の方たちは、剪定とか管理がもうできないということで貸されるということです。確かに出荷すればお金になると思います。今の状況では、来月の9月の中頃ですか、拾って、あと選別して出せばいいんでしょうけど、その後、剪定とか草切りとかも必要になってきますので、トータル的に考えられると貸した方がいいのかな

ということで貸されているのかなと事務局では思っています。

以上でございます。

○2番 今から植えなくても良いので、もう少し高くてもいいのかなと思ひまして。

会 長 長野委員、よろしいですか。

○2番 はい。

会 長 ほかに何かご意見ありませんか。

どうぞ。河嶋さん。

推進委員 番号3番は、対価が書いてないのですけれども、何か理由があるのですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 番号3につきましては、管理ができないので無償でも良いから管理をしてくださいということで、対価はありません。

以上でございます。

会 長 河嶋委員、よろしいですか。

ほかに何かご意見ありませんか。

それでは、ほかに質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3から番号6については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号7から番号14につきましても、相手方(譲受人)が同一ですので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号7から番号14について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、譲受人の経営状況について説明いたします。

番号7から番号14までの相手方である譲受人は、山都町にお住まいで、認定農業者として位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、野菜を栽培されています。今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号7から番号14について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

では、本田委員。

○14番 米ということでしたが、畑もあるのですけが、畑に米を植えられますか。一番上は畑でしたね。

事務局 畑に米を植えられるかということですが、減反政策が始まったのが昭和45年ぐらいからです。この政策は、農家の協力の基、水田でも一定の量しか米を作付しないということでした。しかしながら、その政策が始まる前までは畑でも米を植えていたところについては植えてもいいことになっていました。このため、ここの地目は畑になっていますけど、米をつくられてきた関係上、今でも米を植えられるということでございます。

以上でございます。

会 長 本田委員、よろしいですか。

○14番 はい、いいです。

会 長 では、佐藤委員、どうぞ。

○8番 お住まいが山都町ということですが、向こうでも耕作をされていると思います。それに、こちらでも耕作されるなら農機具等はどうかされるのですか。向こうでも農業されているのでしょうか。農機具はこちらまで持ってこられるわけじゃないでしょうか、そこのところを教えてください。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 そのところは心配で、聞きましたところ、持ってこられるそうです。

番号12番のところを以前から無契約で借りられていたそうで、辺集落の皆さんからお願いされて、今回ここを作られるということでございます。

以上です。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

どうぞ。

推進委員 岩永さんの耕作面積は、8,814平米と書いてあるのですが、これは甲佐町での耕作面積ですか。

事務局 いや、今回申請されている1万2,840平米が甲佐町の面積となります。

推進委員 では、8,814平米の耕作面積はどこ面積ですか。

事務局 この面積は、山都町で耕作されている面積です。うちには農家台帳がありませんので、山都町の農業委員会にお尋ねしましたら、8,814平米というお答えをいただいております。

推進委員 多分、この方は、熊本市南区城南町で野菜を作られていたと思うのですよ。

○2番 あのキャベツの岩永さんですか。岩永農園と言われる。浄南町でキャベツを栽培されているのですけれど、あの人と同一人物ですか。

事務局 じゃないと思います。あまり個人情報と言うといけませんけど、経営内容としては米をご夫婦で作られているという状況です。

会 長

河嶋委員、よろしいですか。

ほかに何かご意見ありませんか。

では、ほかにはないようでございますので、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号7番から番号14番については、原案のとおり承認をいたします。

それでは、最後の番号15について審議したいと思いますが、この案件の相手方(譲受人)は農業委員の福永委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(福永委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号15について説明したいと思いますが、まずは事業の仕組みについて説明します。

この案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買になります。事業の仕組みとしましては、所有権を有する農家の方から熊本県農業公社が農地を一旦買い上げた後、農地を購入したい担い手農家を募集し、要件に見合った担い手農家へ売り渡す仕組みです。

今回の案件につきましては、所有権を有する農業者の農地を熊本県農業公社が既に関に買い上げていますので、担い手に売り渡す案件です。

それでは、番号15について説明します。

(所有権を移転する者の状況・所有権を受ける者の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、所有権を受ける者の経営状況について説明いたします。

所有権を受ける者は認定農業者で、浅井集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は繁殖牛経営で、WCS用稲、米、飼料用作物等の栽培をされています。今回の申請地には飼料作物の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号15について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見ありませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号15番については、原案のとおり承認をいたします。

福永委員の入室を認めます。

(福永委員入室)

議案第7号から15については全て終了いたしました。

事務局 長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。これをもちまして第5回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

3 番

4 番